

別紙2-3 「支給額算定シート」

創業者用（令和2年9月2日以降開業）

申請店舗名	
開業日	令和 年 月 日

※売上高は時短要請の対象外である宅配、デリバリー、テイクアウト等の売上高を除き、税抜き額を記載してください。

1（はじめに）1日当たりの売上高を算定します

（1）開業日が令和2年9月2日～令和3年8月1日の方

令和3年8月又は 令和3年7月の売上高 (A) _____ 円（税抜）

→ (A) ÷ 31日 = (C) _____ 円 （1円未満の端数は切り上げ）

→ 2枚目で給付額の算定をしてください。

（2）開業日が令和3年8月2日～令和3年8月26日の方

・開業日～令和3年8月26日における1日あたりの売上高を算定

開業日～令和3年8月26日の売上高 (A) _____ 円（税抜）

開業日～令和3年8月26日の日数（暦日数）(B) _____ 日

→ (A) ÷ (B) = (C) _____ 円 （1円未満の端数は切り上げ）

→ 2枚目で給付額の算定をしてください。

（3）開業日が令和3年8月27日～令和3年9月9日の方

・開業日～令和3年9月9日における1日あたりの売上高を算定

開業日～令和3年9月9日の売上高 (A) _____ 円（税抜）

開業日～令和3年9月9日の日数（暦日数）(B) _____ 日

→ (A) ÷ (B) = (C) _____ 円 （1円未満の端数は切り上げ）

→ 2枚目で給付額の算定をしてください。

（4）開業日が令和3年9月10日～令和3年9月12日の方

1日あたりの支給単価は、30,000円になります。

→ 2枚目の （1） (C) が7万5,000円以下により、給付額の算定をしてください。

（2枚目につづく）

別紙2-3 「支給額算定シート」

創業者用（令和2年9月2日以降開業）

2（該当する□に✓）1枚目で計算した（C）を基に店舗ごとの支給額を計算します。

（1）（C）が7万5,000円以下

→1日当たりの支給単価は、3万円
→店舗の支給額 , 000円（3万円 × 時短要請に応じた日数*）
（*8/27～9/30⇒35日間：105万円、9/13～9/30⇒18日間：54万円、8/27～9/12⇒17日間：51万円）

※算定の根拠となる飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）は不要です

~~~~上記「①（C）が7万5,000円以下」の方の記入はここまでです~~~~

（2）（C）が7万5,000円超25万円未満

（1）1日当たりの支給単価を決定（1日当たりの売上高の4割）  
・（C） × 0.4 = （D）                    , 000円（千円未満の端数は切り上げ）  
  
（2）店舗の支給額  
・（D） × 時短要請に応じた日数\* =                     , 000円  
（\*8/27～9/30⇒35日間、9/13～9/30⇒18日間、8/27～9/12⇒17日間）

※算定の根拠となる飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）を添付してください

（3）（B）が25万円以上

→1日当たりの支給単価は、10万円  
→店舗の支給額                     , 000円（10万円 × 時短要請に応じた日数\*）  
（\*8/27～9/30⇒35日間：350万円、9/13～9/30⇒18日間：180万円、8/27～9/12⇒17日間：170万円）

※算定の根拠となる飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）を添付してください